



悪質な商法に注意を!



毎年5月は消費者庁が定める消費者月間の期間です。
悪質訪問販売業者や電話での悪質商法に注意!

悪質商法の被害に合わないための4つの合い言葉

「悪質業者は、う・そ・つ・き！」



- 1 **うまい話を信用しない!**
~うまい話、絶対にもうかる話には、必ず大きな落とし穴がある~
- 2 **そうだんする!**
~ひとりで判断せず、家族・知人・相談機関に相談を~
- 3 **つられて返事返事をしない! すぐに契約しない!**
~悪質業者は、言葉巧みにすぐ契約するように迫ってきます~
- 4 **きっぱり! はっきり! 断る!**
~あいまいな返事をせず、キツパリ! ハッキリ! 断る! ~

恵庭岳

千歳警察署
恵庭交番

TEL
0123 - 32 - 2028

自転車は免許がなくてもドライバー

令和8年4月1日から
自転車にも交通反則通告
制度が適用されました。

【交通反則通告制度とは】

「反則行為」をした16歳以上の運転者が取締りを受けると、青切符（反則行為となるべき事実の要旨等が記載された書面）が交付され、反則金の納付が通告されます。通告を受けた者が反則金を納付したときは、刑事手続へ移行せず、起訴されない（いわゆる「前科」もつかない）制度をいいます。

北海道において、令和6年中に発生した自転車乗車中の人身交通事故のうち、約6割に自転車側にも法令違反がありました。

自転車は幅広い世代で利用される手軽な乗り物ですが、自転車も車両の仲間です。

交通ルールやマナーを守らなければ大きな事故につながります。

信号や一時停止、歩行者優先などルールをしっかり守り、交通事故防止に努めましょう。

「自転車ポータルサイト」

自転車の交通ルールや新しい制度について、動画などで分かりやすくまとめたサイトです。

- ・自転車への交通反則通告制度適用に関する動画
- ・自転車の基本的な交通ルールに関する動画



警察庁「自転車ポータルサイト」に移行します。